

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）におけるごみ減量推進員に関する記載事項

12 家庭系ごみの減量・資源化施策

12-1 ごみ減量推進員（仮称）の設置

ごみの減量・資源化等の施策について行政と地域のパイプ役となる「ごみ減量推進員制度（仮称）」を設けるため、条例化を図ります。

また、ごみ減量推進員を始めとした市民を対象に、定期的な講習会を実施します。

- 《施策の展開方法》

 - ① ごみ減量推進員を設置（新規）
 - ② ごみ減量推進員等への研修を実施（新規）
 - ③ ごみ減量推進員等を中心とした地域コミュニティの形成（新規）
 - ④ 地域住民によるごみの排出管理への誘導（新規）

【参考】

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第5条の8）

（廃棄物減量等推進員）

市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

◆八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（第12条）

（ごみ減量推進員）

市長は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する施策を推進するために、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

◆八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（第4条）

ごみ減量推進員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1)一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の減量、資源化及び適正な処理の推進並びに清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」という。）に関して市が実施する施策に積極的に協力すること。
- (2)廃棄物の減量等に関する市民の自主的な活動の推進を図ること。
- (3)廃棄物の減量等に関する啓発を行うこと。